

七ヶ浜町事業所建築費用借入金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、花渚浜地区商業用地・産業用地又は代ヶ崎浜A地区産業用地において事業所を建築しようとする者が事業所の建築のために借り入れる借入金に係る利子の額に相当する金額の補助を目的とした七ヶ浜町事業所建築費用借入金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、七ヶ浜町補助金交付規則（昭和35年七ヶ浜町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 花渚浜地区商業用地・産業用地 仙塩広域都市計画事業花渚浜地区被災市街地復興土地区画整理事業において定める街区のうち、1街区から4街区まで、11街区及び13街区から16街区までの街区内に所在する土地をいう。
- (2) 代ヶ崎浜A地区産業用地 仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業において定める街区のうち、15街区及び16街区内に所在する土地をいう。
- (3) 事業所 事業の用に供するために建築する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する建築物をいう。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、花渚浜地区商業用地・産業用地又は代ヶ崎浜A地区産業用地において事業所を建築するために、銀行その他の金融機関から当該事業所の建築のための資金を借り入れた者で、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 国税又は地方税を滞納している者

(2) 七ヶ浜町暴力団排除条例（平成24年七ヶ浜町条例第19号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(3) 東日本大震災に係る被災市街地復興土地区画整理事業（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第10条に規定する被災市街地復興土地区画整理事業をいう。）において土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第78条第1項の規定による補償（建築物を移転し、又は除却した場合における補償に限る。以下「損失補償」という。）を受けた者で、事業所の建築に係る費用の額を超える額の損失補償を受けたもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、事業所の建築のために借り入れた借入金に係る利子相当額（事業所の建築に要した費用が当該借入金の額を下回った場合にあつては、当該事業所の建築に要した費用の額を事業所の建築のために借り入れた借入金の額とみなして算出した額、借入金に係る利子の利率が年8%を超える場合にあつては、当該利子の利率を年8%とみなして算出した額、借入金に係る利子の利率が変動利率である場合にあつては、次条第1項の規定による申請の時点において確定している利率に基づき算出した額）と3,000,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付の決定については補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定については補助金不交付決定

通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金支払請求書（様式第4号）により町長に補助金の支払を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る被交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 町長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被交付決定者に係る補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） この要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助金の交付の決定の取消しに係る被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した補助金の全額を返還させるものとする。

（書類の整理）

第9条 被交付決定者は、補助金の申請に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

事業所建築費用借入金利子補給補助金交付申請書

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

申請者 住所
 代表者名 印
 担当者
 連絡先

下記の事項について、七ヶ浜町事業所建築費用借入金利子補給補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり利子補給補助金を申請します。

事業所の建築に係る借入金に関する事項

事業所の所在地	
事業所の建築に係る費用の額	円

事業所の建築に係る 借入金の借入先 (金融機関名・支店名)	年利 率 (%)	借入期間	返済 回数	借入金額	利子額
1		～	回	円	円
2		～	回	円	円
3		～	回	円	円
合計金額				円	円
利子補給申請額 (上限3,000,000円)					円

添付書類：借入金の借用証明書（写）、事業者向けローン返済計画（写）、事業所（建物）の登記事項全部事項証明書、建築確認検査済証（写）、事業所建築代金の領収書（写）、建物の写真2枚、国税及び地方税の納税証明書、法人登記事項証明書（全部事項・現在事項）、個人事業主の場合は住民票抄本、その他町長が必要と認める書類

※本申請書で知り得た情報は、利子補給補助事務以外の目的で使用することはありません。
 ※年利率8%を超える場合は、年利率8%とみなして計算します。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（申請者名） 殿

七ヶ浜町長 印

事業所建築費用借入金利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業所建築費用借入金利子補給補助金
交付申請について、次のとおり交付決定しましたので通知します。

事業所建築費用借入金 利子補給補助金	金 円
-----------------------	-----

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

殿

七ヶ浜町長 印

事業所建築費用借入金利子補給補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました事業所建築費用借入金利子補給補助金については、審査の結果、次の理由により補助金を交付しないことと決定したので通知します。

理由

様式第4号（第6条関係）

事業所建築費用借入金利子補給補助金支払請求書

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

申請者 住所
氏名 印
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました事業所建築費用借入金利子補給補助金について、次のとおり支払を請求します。

1 補助金の額 金 円

2 振込先

振込銀行					本・支店名			
口座番号	普通 当座							
口座名義	フリガナ							
	氏名							

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

事業所建築費用借入金利子補給補助金交付決定取消通知書

殿

七ヶ浜町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した事業所建築費用借入金利子補給補助金については、次の理由により当該交付決定を取り消します。

理由